

# 令和4年第1回定例会

令和4年2月21日 開会  
2月21日 閉会

## 昭和病院企業団議会会議録

昭和病院企業団議会



# 目 次

## ○2月21日

期 日	.....	1
場 所	.....	1
出席議員	.....	1
欠席議員	.....	1
出席説明員	.....	1
議会職員出席者	.....	1
議事日程	.....	2
開会宣告	.....	3
日程第1	会議録署名議員の指名	4
日程第2	会期の決定	4
日程第3	行政報告	4
	(1) 令和3年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について	
	(2) 令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について	
日程第4	議案第1号 昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例	8
日程第5	議案第2号 令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について	9
日程第6	議案第3号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算	9
閉会宣告	.....	19

## 令和4年昭和病院企業団議会第1回定例会会議録

○ 期 日 令和4年2月21日（月曜日）

○ 場 所 昭和病院企業団議会議場（公立昭和病院講堂）

○ 出席議員（13名）

1番	湯澤綾子	2番	たゆ久貴
3番	幸田昌之	4番	吉本ゆうすけ
5番	横尾たかお	6番	小町明夫
8番	野島武夫	9番	西上ただし
10番	渋谷けいし	11番	大后治雄
12番	荒幡伸一	13番	中村すぐる
14番	稲垣裕二		

○ 欠席議員（1名）

7番 三浦 猛

○ 出席説明員

企業長兼院長	上西紀夫	副院長	照屋正則
副院長	藤田 彰	事務局長	原口 博
事務局次長 兼経営企画兼会計担当課長	小林忠幸	事務局担当次長 兼医事課長	金井弘子
総務課長	野口尚巳	業務課長	笹野 孝
連携担当課長	手塚達也		

○ 議会職員出席者

書記長	小林忠幸	書記次長	芳賀琢馬
書記	青柳利隆		

## ○ 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 議案第1号 昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第2号 令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第6 議案第3号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算

午前9時29分 開会・開議

○ 議長（幸田 昌之） それでは、開会宣告を行います。

改めまして、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。なお、本日、東久留米市、三浦議員から欠席の届けがされております。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年昭和病院企業団議会第1回定例会を開会いたします。



○ 議長（幸田 昌之） ここで、企業長より発言を求められておりますので、許可いたします。上西企業長。

○ 企業長（上西 紀夫） 改めて、おはようございます。議長からお許しを頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は大変お忙しい中、令和4年第1回定例会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、病院の状況でございますが、当院における新型コロナウイルス感染症の入院患者さんは、昨年9月以降ご存じのとおり減少しておりましたが、年明け1月に入りまして、オミクロン株による感染拡大により急増しております。当初は軽症の若い人が多かったんですが、最近はやはり高齢者が増えてきて、非常に手がかかっております。その中でワクチン2回目を打っている方も結構おります。

さらに問題なのは職員の感染、あるいは濃厚接触者がかなり増え、一時は40名ほどいました。これによって診療がなかなかできない、病床もある程度制限せざるを得ないということで大変苦慮しているのですが、さらに周囲の病院での院内感染等がありまして、救急患者の搬送が非常に困難になっております。当院でも多くの救急患者がこれまで来ておりますし、特に東京ルールとあって、非常に受入れの悪い患者さんの要望がものすごく多いんですが、先ほど申し上げた事情等によって全てを受け入れることはとてもできません。ということで、救急患者の診察は大変申し訳ないんですが、制限せざるを得ないということでございますが、できる範囲内で頑張っていきたいと思っております。

病院経営につきましては、昨年11月29日よりオンラインによる資格確認の運用を開始しておりまして、健康保険証に加え、マイナンバーカードでも医療保険資格が確認できるようになりました。また、第三者評価であります病院機能評価を昨年暮れの12月13日、14日、2日間にわたり受審をいたしました。先日、受審結果を頂きまして、評価項目89のうち、S評価が2 A評価が84ということで、大変良い成績で無事合格することができました。職員の努力のおかげと思って、職員に感謝しているところでございます。

さて、本日の案件でございますが、行政報告においては、令和3年度収支概況等の説明をさせていただきます。病院事業の経営状況は、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減によりまして、医業収支は非常に厳しいところでございますが、一方で、コロナ対応についての国や都からの補助金により、収益的収支全体としては昨年より改善している状況

でございます。

また、議案の令和4年度の病院事業会計予算につきましては、新型コロナウイルスにより先行きが不透明な状況ではございますが、令和4年度に予定されている診療報酬改定に向けて着実に取り組むとともに、医師の働き方改革を進めていきたいと考えており、これらの費用についても計上させていただいております。

詳細につきましては、後ほど事務局よりご報告させていただきます。ご審議のほど何とぞよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、諸般の報告をいたします。

まず、監査委員から、令和3年10月から11月分の昭和病院企業団病院事業会計出納検査の結果についての報告が提出されております。お手元に配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、日程に従いまして、本日の会議を進めます。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（幸田 昌之） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定によりまして、議長において指名いたします。本日は、1番、湯澤綾子議員、8番、野島武夫議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第3 行政報告

- 議長（幸田 昌之） それでは、まず日程第3、行政報告を行います。

報告は、患者実績、収支概況の2件について行います。

質疑につきましては、2件全ての報告が終わった後、順次行いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、行政報告（1）令和3年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績についての報告をお願いいたします。金井医事課長。

○ 医事課長（金井 弘子） それでは、患者実績につきましてご報告いたします。

お手元に配付いたしております行政報告（1）令和3年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績をご覧いただきたいと存じます。

上段の表の業務の実績でございますが、区分欄入院、外来の一番上の行が1日当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数を示しておりますので、この数を中心にA欄の予算との比較でB欄の実績、C欄の差引、F欄の過不足、G欄の達成率をご報告させていただきます。

それでは、区分欄入院のA欄、1日平均患者数の予算395人に対しまして、B欄の実績は340.1人、C欄の予算に対する実績の差引で54.9人の減となっております。F欄の過不足は予算延べ患者数に対する実績延べ患者数となりますが、1万5,110人の減となり、G欄の予算に対する達成率は86.1%となっております。

区分欄入院のうち感染症ですが、第二種感染症指定医療機関として感染症入院患者実績を再掲いたしております。新型コロナウイルス感染症の疑い患者及び陽性患者の収容により、延べ入院患者数は3,421人、1日平均患者数12.4人で行いました。

次に、外来では、A欄の1日平均患者数の予算1,000人に対しまして、B欄の実績は1,011人、C欄の予算に対する実績の差引で11人の増となっております。F欄の延べ患者数の過不足は2,019人の増で、G欄の予算に対する達成率は101.1%となっております。

次の（参考）の外来は、土・日等の休日を除いた患者数を参考までに再掲いたしております。

続きまして、下段の表になります。（参考）として、人間ドック受診者数につきまして、各区分欄の上段の数でご報告申し上げます。人間ドック、脳ドックともに、一番上の行が1回当たりの平均患者数、次の行が延べ患者数でございます。A欄の予算、B欄の実績、F欄の予算に対する実績の過不足、G欄の予算達成率を中心にご説明いたします。

1日ドックは、予算18人に対しまして実績13.4人、F欄の過不足は835人の減となり、74.7%の予算達成率となっております。脳ドックは、予算1.5人に対しまして実績1.2人、F欄の過不足は11人の減となり、79.6%の予算達成率となっております。半日ドックは、一月当たりの受診者数でございます。予算45.5人に対しまして実績42.6人、F欄の過不足は27人の減となり、93.4%の予算達成率となっております。

資料を1枚おめくりいただき、新型コロナウイルス感染症患者実績をご覧ください。7月から9月計、10月から12月計で比較いただくとお分かりになりますよう、感染拡大したデルタ株の罹患者は10月より急減いたしました。それに伴い、当院では10月5日より診療体制を通常に戻しました。しかしながら、12月以降、空港検疫で罹患者が発見されたオミクロン株は、全国的に急速かつ爆発的に感染拡大しております。そのため、昨年12月に東京都よりオミクロン株入院患者の受入れのための病床確保の要請が感染症指定医療機関にありました。そこで、当院は1月4日から中等症用の病床50床及び重症患者用病床5床を確保いたしました。実際の当院でのオミクロン株陽性患者、12月の入院実績は2名でした。

1月以降、オミクロン株入院患者実績については激増しているため、速報値となりますが、ご報告いたします。1月の疑い症例を含めた実入院患者数68名で、陽性延べ入院患者数301人、

陽性平均在院日数4.9日と短くなっております。報道のとおり、オミクロン株は軽症から中等症2の患者さんが多く、重症の入院患者は1月についてはおりませんでした。そこで、病床の逼迫を予防するため、症状の安定した方はホテル療養に移動していただいておりますので、1月の在院日数は短くなっております。

また、その他として、令和3年度年末年始救急患者来院状況、令和3年度休日・夜間救急患者統計表の2枚が参考資料としてございます。後ほどご覧いただければと存じます。

患者実績につきましては以上でございます。

○ 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

続きまして、行政報告（2）令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況についての報告をお願いいたします。小林会計担当課長。

○ 会計担当課長（小林 忠幸） それでは、収支概況についてご報告をさせていただきます。

行政報告（2）令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況をご覧ください。今回は日程の関係上、12月分の例月出納検査が済んでおりませんが、四半期の区切りといたしまして、12月までの実績を予算額との比較でご報告をいたします。

初めに、上段の収益的収支（予算第3条）の表をご覧ください。

まず上段の収益的収入の合計になりますが、こちらの（B）欄、執行額計は154億4,782万3,000円、下半分の収益的支出の合計の（B）欄、執行額計は129億9,238万4,000円となりまして、12月までの執行額計の収支差引では、24億5,543万9,000円の収入増となっております。

収入増の理由ですが、下段の収益的支出の（C）欄、執行率をご覧ください。2行目の給与費で68.8%、次の材料費で73.4%、次の経費が65%、次の減価償却費他では3.1%の執行率となっております。これらの費用では、現時点では例月執行のものなどに限られていることなどから、執行額が低く抑えられております。

また、上段の収益的収入ですが、医業外収益の（B）欄、12月までの執行額計29億5,449万円余りとなっております、（C）欄の執行率が116.0%となっております。このうち、例年12月までに構成市分賦金15億円が、全てが収入されております。加えまして、今年度の9月に新型コロナ関連の補助金等で約8億円の収入がありまして、収支差が24億円余りの収入増となっております。

しかしながら、上段、収益的収入の病院の本業であります4行目の医業収益では、（D）欄の予算に対する過不足額で7億3,890万円余りが不足しております。この詳細につきましては、右側の備考欄をご覧ください。12月までの累計実績の予算比で、入院の1日平均患者数は54.9人の減となりまして、予算額に未達成となっております。新型コロナ患者受入れのための病床確保の影響も受けているところでございます。

なお、上段の収益的収入の11月分のところに特別利益2,362万4,000円がございます。こちらは、平成30年10月に発現した昭和病院企業団における官製談合事件で逮捕起訴されました元施設担当課長の支払い差止めとしておりました退職手当の額でございまして、有罪判決確定後の不服申立て期間の経過により支給しないことが確定しましたため、未払金としておりました当該額を特別利益として処理したところでございます。

続きまして、下段の表の資本的収支（予算第4条）の表をご覧ください。

表の1行目、資本的収入の（B）欄、執行額計は63万円となり、右の（D）欄の予算額に対する過不足額2,721万5,000円が不足しております。この不足は補助金になりまして、今後、年度末にかけて収入されるものでありますので、現時点では収入は低くなっております。

次に、2行目の資本的支出の（B）欄、執行額計は3億8,583万3,000円となり、右の（D）欄の予算額に対する過不足額2億7,866万6,000円が執行残となっております。これは3月執行予定の企業債の元金償還金のほか、固定資産購入費等の建設改良費で未執行があるためでございます。

続きまして、裏面の〈参考資料〉前年度比較表をご覧ください。収益的収支の収入支出を前年度と比較しております。表の右側半分が12月までの執行額の計になりますが、合計欄の一番右側の列、対前年度比較をご覧ください。まず上段の収益的収入の合計では107.8%と、7.8%の増となっております。これは、医業収益が111.3%と大幅に持ち直したためでございます。

なお、医業外収益は94.6%と減少しておりますが、こちらは新型コロナ関連の補助金につきましては継続をしておりますが、東京都及び構成市からの支援金等は、今年度はございませんので、減少しているところでございます。

続いて、下の段、収益的支出の合計では101.2%と、1.2%の増となっております。内訳ですが、給与費が期末手当0.1か月分の減によりまして、1.8%減少しております。それから、材料費が収益と連動しまして5.3%増加しております。経費は、給食調理の全面委託化等で委託料の増がございます。また、一般医療機器修繕等の修繕費の増によりまして、経費は6.4%の増加となっております。

収支差引は、この12月時点で、前年度比で約9億6,000万円増加している状況でございます。収支概況につきましては以上でございます。

続きまして、もう1枚、A4の縦判の資料がございます。行政報告（2）の2、令和3年度重要な資産の取得に係る契約に関する報告をご覧ください。

本件は、重要な資産の取得として予算で議決をされております予定価格2,000万円以上の器械備品の購入に関して報告するものでございまして、今回は、本年度10月に契約をした1件の買入れに関して報告をいたします。

契約の件名は、眼科手術用顕微鏡の買入れで、契約決定業者は株式会社リッツメディカルでございます。令和3年12月31日までに整備予定でしたが、12月17日に納品をされ、既に稼働しております。契約金額は2,200万円です。契約手続は、指名競争入札により行いました。9社を指名し、7社が応札しております。

本件につきましては以上でございますが、重要な資産の取得に関しまして、このほかにもう1点ご報告をさせていただきます。

今年度、重要な資産の取得として予定をしておりました3件のうち、本件及び前回の会議で報告をしました、6月契約締結をしました移動型のデジタル式汎用一体型X線透視診断装置のほかに、もう1件を予定しておりました据置型のデジタル式汎用X線透視診断装置につ

いてでございます。

この器械につきましては3月中の整備を予定しておりましたが、契約手続に至る前に世界的な半導体の不足により年度内の納品が不可能であるということで、メーカーからの申出で明らかになりました。したがって、契約の締結ができませんので、今年度は未執行としまして、後ほどご審議をいただきます令和4年度予算に改めて計上いたしました。

収支概況及び重要な資産の取得についての報告は以上でございます。

- 議長（幸田 昌之） ありがとうございます。

ただいまから行政報告に対する質疑を行います。質疑は報告事項ごとに報告の範囲内で行います。

最初に、行政報告（1）令和3年度公立昭和病院4～12月期取扱患者実績についての質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

次に、行政報告（2）令和3年度昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況についての質疑をお受けいたします。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

以上で行政報告に対する質疑を終了いたします。

それでは、行政報告以外の全般的な事項について、質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

これを持ちまして行政報告を終わります。

それでは、このまま続けます。



日程第4 議案第1号 昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 議長（幸田 昌之） 日程第4、議案第1号、昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、令和3年5月19日付で公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法の一部改正及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が廃止されることに伴い、昭和病院企業団個人情報保護条例において引用している部分について規定整備が必要となったために、改正を行うものです。

改正の内容でございますが、個人情報の保護については、これまで民間事業者、国の行政機関及び独立行政法人等の制度の実施主体によって適用される法律がそれぞれ異なっており

ましたが、令和4年4月1日以降、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等が廃止され、個人情報保護法に一本化されることとなります。このため、昭和病院企業団個人情報保護条例における「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の引用部分について、令和4年4月1日に改正される改正後の個人情報保護法から引用するよう規定整備を行うものです。

本条例の施行期日につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

以上が本案の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、議案第1号、昭和病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

- 議長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第2号 令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

日程第6 議案第3号 令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算

- 議長（幸田 昌之） 続きまして、日程第5、議案第2号、令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について及び日程第6、議案第3号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算は関連がありますので、会議規則第33条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上西企業長。

- 企業長（上西 紀夫） ただいま上程されました議案第2号及び議案第3号につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号、令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定につきましてご説明を申し上げます。

本案は、昭和病院企業団規約第14条第2項の規定により構成市の分賦金の額を定めるもので、令和4年度の分賦金は総額15億円をお願いするものでございます。

次に、議案第3号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきまして、ご説明を

申し上げます。

まず費用面では、感染予防対策を続けながら通常診療を行うため、引き続き検査試薬や診療材料などの感染対策の費用を見込むほか、医師の働き方改革を推進するため、宿直体制及び勤務体制の見直しに伴う時間外手当の増額を見込んでおります。

一方、収益面に関しましては、令和4年4月に予定される診療報酬改定が、トータルではマイナスの改定ではありますが、技術料に当たる部分は、要件を満たす人員体制を確保することでプラスになる改定となっております。特に病院勤務医のタスクシフトの観点から、看護職員の勤務体制やチーム医療、救急受入れ体制に関する加算の拡充など、急性期病院に手厚く措置されるようですので、当院としては、この改定内容に的確に対応してまいりたいと考えております。

また、地域の医療機関との連携強化及び入退院支援の充実による入院日数の適正化など、引き続き患者の確保及び効率的な病床運営に努め、収益の確保に努めてまいります。

予算案の内容につきましては、まず予算第3条の収益的収入及び支出では、昨年度と比較し、収入で8億4,268万円増額、支出で4億9,268万円増額とし、総額を208億9,687万2,000円とする収支均衡の予算となっております。

また、予算第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入で補助金を主な収入とする総額2,885万7,000円を計上し、一方の支出では、医療機器の更新費用を含めた建設改良費に4億6,020万1,000円を、企業債の元金償還金に5億1,209万9,000円を計上し、その他の費用を合わせた資本的支出の総額は9億7,230万2,000円を計上しております。

この収入が支出に対して不足する額につきましては、損益勘定留保資金ほかで補填することとしております。

以上が令和4年度病院事業会計予算の概要でございます。

2つの議案の詳細につきましては、事務局から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

- 議 長（幸田 昌之） それでは、詳細説明をお願いいたします。原口事務局長。
- 事務局長（原口 博） それでは、議案第2号と議案第3号は関連がございますので、一括してご説明いたします。

まず、お手元の議案第2号、令和4年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についてをご覧ください。

表の金額が、構成各市に負担をしていただく分賦金の額となっております。総額15億円でございます。

続きまして、2枚目、議案第2号、資料1をご覧ください。左側の（1）市別負担額では、均等割、患者割の別に各市の負担額を記載しております。右側の（2）は、患者割の算定資料になります。（3）では、合計負担額等の対前年度増減を記載しております。各市の負担額の前年度増減になりますが、（3）合計負担割合等の表にありますとおり、小平市と東村山市の2市が増額、その他の5市が減額となっております。この負担額の増減は、（2）患

者割算定資料にありますとおり、構成市内での患者割合の増減によるものでございます。

また、資料1の裏面には、患者割の基礎となる年度別の患者数を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

続きまして、3枚目、資料2をご覧ください。分賦金の項目別内訳となります。右側の令和4年度見込みをご覧ください。右から3列目の算定額が繰入基準等に基づいて積算した額で、総合計が22億5,241万円となります。ここから7億5,241万円を調整し、総額15億円の負担をお願いするものでございます。裏面は、項目ごとの算定額の根拠となる収入と支出の額を掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと存じます。

構成市分賦金の額の決定についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第3号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算につきましてご説明いたします。

初めに、A4判1枚の資料、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算の概要をご覧ください。

最初に、I、収支の概要、1、収益的収支の予算規模でございます。事業費総額は208億9,700万円で、収支均衡の予算となっております。令和3年度との比較では、収入が8億4,300万円の増額、支出が4億9,300万円の増額となります。

次の2、固定資産購入費ですが、血管連続撮影装置及び据置型デジタル式汎用X線透視診断装置等の更新を含めました医療器械の購入費、こちらに4億6,020万円を予定しております。

続きまして、II、事業の内容等、1、業務予定量になります。病床数は、感染症病床6床を含めまして、合計485床でございます。

患者数は、1日当たり平均患者数で申し上げますと、入院は402人、外来は1,035人を予定しております。1人当たりの診療単価は、入院8万5,200円、外来2万1,000円としております。

人間ドックの1日当たりの利用者数は、前年度と比較し、1日ドック及び半日ドックともに、平日の予定数は同数としたものの、週末の見込みを減らしたため、延べ数は減少しております。

次の2、職員数ですが、総数では前年度と同数の826人としております。なお、職種別の定員は、医療技術職を1人増員、その他を1人減員としております。

次の3、令和4年度の主要事業等としまして、①新型コロナウイルス感染症への対応、②公立昭和病院中期計画の見直し、③医師の働き方改革の推進、④診療報酬改定への対応、⑤放射線機器、こちらは血管連続撮影装置の更新、⑥人間ドック第三者評価受審等を含めたもの、その他になっております。

III、主要指標等になりますが、表の1行目の経常収支比率は、赤字予算でありました前年度との比較で1.7ポイントの増加となっております。次の2行目の給与費（対医業収益）比率は1.9ポイントの減少となり、3行目の病床稼働率は、予算1日当たりの平均入院患者数7人増によりまして、1.4ポイントの増加となります。

予算の概要については以上でございます。

続きまして、予算書のご確認をお願いいたします。予算書の1ページから3ページまでが議案でございます。先ほどご説明いたしました概要と重複しない部分を説明させていただきます。

1ページは、第2条が業務予定量、第3条が収益的収入及び支出でございます。第3条の収入及び支出の事業費総額は208億9,687万2,000円で、収支均衡の予算となっております。

2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出についてですが、まず資本的収入は2,885万7,000円、資本的支出は9億7,230万2,000円になりまして、第4条本文に記載がありますとおり、この収支差の費用超過額9億4,344万5,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

次の第5条は、一時借入金の限度額で、従前どおり5億円でございます。

次の第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用で、同一款内の各項目間の経費につきましては、議会の議決を経ないで流用できるとしております。

次の第7条は、第6条とは逆に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費及び交際費としております。

3ページの第8条は、構成市の分賦金で、先ほど申し上げました繰入総額を15億円とするものでございます。

第9条は、たな卸資産購入限度額で、当院では薬品等を貯蔵品経理としております。この購入限度額を29億8,000万円としております。

第10条は、重要な資産の取得として、整備予定の器械備品の中でも2,000万円以上のものを記載しております。4年度は、血管連続撮影装置及び据置型デジタル式汎用X線透視診断装置一式を予定しておりまして、整備費用は合わせて2億円程度を予定しております。

以上、ここまでが議決案件でございます。

続きまして、予算に関する説明書になります。

まず、4ページから6ページまでが予算実施計画書になりまして、科目で目までの額を表示しております。次の7ページが予定キャッシュ・フロー計算書、ページをおめくりいただきまして、8ページから14ページまでが給与費明細書、15ページが債務負担行為に関する調書になります。ページをおめくりいただきまして、16、17ページが令和4年度の予定貸借対照表、次のページ、18、19ページが令和3年度の予定貸借対照表、次の20ページが令和3年度の予定損益計算書、21ページが予算に関する説明書に係る注記表となっております。

22ページからの予算実施計画説明書をご覧ください。前年度との予算額の比較で説明いたします。

まず、収入になりますが、1行目の第1款病院事業収益、こちらは208億9,687万2,000円で、前年度より8億4,268万円の増加、率にして4.2%の増となっております。この増額の主な理由は、22ページの上段、第1項医業収益及び第2項医業外収益の増によるものでございます。この増額の主な理由は、22ページの上段、第1項医業収益の入院収益及び外来収益の増によるもので、1日平均患者数を入院は7人増の402人、外来は35人増の1,035人とし、1人1日当たり診療単価を入院は1,700円増の8万5,200円、外来は200円増の2万1,000円としており

ます。

第2項医業外収益では、1億2,219万円余りの増額となっておりますが、主に23ページ中段の第3項補助金の増額によるものでございます。この増額のうち、コロナ患者対応に従事する職員への危険手当支給分、こちらは10分の10を補填する補助金を1億2,400万円見込んでおります。

以上、これらによりまして、前年度よりも増額の予算となっております。

続きまして、24ページをお願いいたします。支出になりますが、1行目の第1款病院事業費用は208億9,687万2,000円で、前年度より4億9,268万円の増加、率にして2.4%の増となっております。費用の増額の主な理由は、第2項医業費用の給与費、材料費及び経費の増によるものでございます。

目ごとの増減でございますが、24ページの第2項医業費用の第1目給与費で1億1,510万円余りの増、これは時間外勤務手当の増によるものでございます。

こちらに関しましては、お手数ですが、9ページにお戻りください。表の中段、手当等のその他の増減分の説明欄の2番目に、時間外勤務手当1億134万円の増がございまして、備考欄に働き方改革による見直し等に伴う増とございます。これは、企業長の提案説明にもありましたとおり、医師の宿直体制や勤務体制の見直しに伴い増加を見込むもので、例えばですが、当直明けには正規の日勤業務ですが、今後、当直ではなくて夜間勤務とした場合には、夜勤明けの業務は時間外勤務となり、手当支給となることなどがございます。

次に25ページ、第2目材料費で2億3,175万円余りの増となっております。これは、収入増に連動して、薬品費及び診療材料費が増となったためでございます。

次に、第3目経費で1億2,661万円余りの増となっております。これは委託料が増となったためでございます。給食業務の全面委託がその内容でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。第4目減価償却費が2,140万円余りの増となっておりますが、これは器械備品の減価償却費の増によるものでございます。

27ページをお願いいたします。第3項医業外費用で678万円余りの増となっております。こちらは、第4目その他医業外費用の増加によるものでございます。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。予算第4条の資本的収支の表をご覧ください。

第1款資本的収入の令和4年度予算額は2,885万7,000円で、前年度比で827万円の減となっております。これは、第2項補助金の減によるものでございます。

次に、右側、29ページをお願いいたします。第1款資本的支出の予算額は9億7,230万2,000円で、前年度比で8,630万3,000円の増となります。これは主に第1項建設改良費の増によるものでございます。

大変長くなりましたが、令和4年度予算に関する説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議 長（幸田 昌之） 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑をお受けいたします。質疑はございますか。2番、たゆ議員。

○ 2 番（たゆ 久貴） 議案3号の予算について、簡単な質問2つと要望を1つ申し上げたいと思っております。

令和4年度の主要な事業等の中の①の新型コロナウイルス感染症への対応のところでは質問なんですけれども、まず、この間のご尽力、敬意と感謝を申し上げます。病院としての対応は、感染状況だったり、国や都の補助金の有無などで、すごく工夫されて取り組んできたと思うんですけど、年度が変わることによる、それが理由による何か変更があるかどうか。令和3年度はできていたけど、令和4年度はできなくなってしまうようなもの、影響があるのかないのか。それを簡単に確認させてください。

それと、③の医師の働き方改革の推進のところは、要望だけ申し上げたいと思うんですけども、これは積極的に進めていっていただきたいと思うんですが、国の制度変更は、例外的に逆に医師の労働時間を増やしてしまうことができるような制度改正になっていると私、思っていますので、そういったことがないように真の医師の処遇改善や労働時間短縮、ワークライフバランスの改善につながるような取組をしていっていただきたいと要望申し上げます。

④の診療報酬改定への対応で、ここもちょっと簡単に質問なんですけれども、令和4年度は全体でマイナス改定になっているということにして、上がったところは喜べると思うんですが、下がったところは当然喜ばなくて、対応が必要だと思うんですが、全体のマイナス改定が5年連続続いていまして、そういったこととか、令和4年度の全体マイナス改定の影響をどのように捉えていて、どのような対応をして、病院経営を維持していく工夫をされるのかをもう少し教えていただけたらと思っております。

それで、私がちょっとだけ調べた範囲ですと、削減の項目の中で不安があるのかなと思うのが、救急手術などに対応する急性期病床の認定基準が厳格にされて、その患者の重症度を測る項目から心電図モニター管理が削除されるということがあるようで、そうすると、それまで認められていた急性期としての診療報酬が算定できなくなってしまう病床が生まれて、大幅減収になる懸念があるのではないかといいところとか、あと、リフィル処方箋の導入というのもしられるようで、一回診療をすれば、一定期間再診なしに薬局で同じ薬を3回出させると。便利になるのはすごくいいことだと思うんですが、逆に受診回数が減ってしまう、患者と医者との接触回数が減ってしまうという不安や懸念もあると思うんですけど、その辺もどう対応されるのかということと、あと、オンライン診療もこれまで初診利用だったのが、恒久利用が可能になったということだと思うんですが、これも触診や聴診、直接対面での診療がなくなってしまって、当然オンライン、便利な面はあるんですけど、不安な点もあるかと思ひまして、その点の対応など、どう考えているのか。私が申し上げた点じゃなくてもそうだとした場合、新年度の診療報酬改定に対応する面など、少し説明いただけたらと思っております。お願いします。

○ 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。

○ 企 業 長（上西 紀夫） たくさん質問を頂きましたけど、1つずつお答えしたいと思ひ

ます。

コロナに関して年度による変化があるかと。それはあり得ません。あくまでも我々は患者さんを中心にやるわけですから、年度が変わろうと患者さんが増えれば、それに必要な対応は取りたいと思います。試薬とかいろいろコストはかかりますので、その分について足りない部分があったとしても、これは患者さんのために当然のことながら、やるべきことはやるということであります。

それから、医師の働き方改革ですが、これはこれからいろいろ対応するところで、本院でも取り組んでおります。基本的には重労働にならないような体制を組むということで検討しております。ただし、先ほど予算のほうでお話ししましたが、やはり時間外手当がかなり増える可能性がありますので、その辺をじっくり検討して、なるべくバランスを取れるように対処していきたいと思います。

それから、診療報酬改定ですが、全体としてはマイナスなんですけど、先ほどもご説明したとおり、今回の診療報酬改定は救急病院、急性期病院に手厚くなっております。議員からご質問のありました重症度、看護必要度ですか。本院は全く問題ありません。もう十分に条件を満たしておりますので、そのことで引っかかることはまずないと考えております。

それから、リフィルのことですが、これは病院にとってはある面でプラスになります。というのは、残念ながら薬だけをもらいに行く患者さんがどうしてもいらっしゃいます。そういう患者さんはオンラインでいろいろと質問して、安定していますので、そういう患者さんが外来に来られると、ほかのもっと診なきゃいけない患者さんの制限になってしまいます。これをうまくバランスを取りながらやっていくことで、必要な患者さんをきちっと診る。それから、ある程度落ち着いた患者さんは周囲の開業医の先生に診ていただいて、何かあったときは、今私どもがやっておりますID-LINKという通信を通じてデータをやり取りすることによって、的確に患者さんの対応ができるんじゃないかというふうに考えております。

オンラインにつきましては今申したとおりで、そういう利用法もありますが、基本的には、これは診療所の先生が中心になるかなというふうに考えておりますので、特に当病院としては大きな影響はないと思いますが、将来的には当然これは取り組んでいながら、適切に患者さんに対応するというのでやっていきたいと思います。診療報酬改定では急性期病院にとっていい方向ではあるんですが、実はその中はやはり人員をきちっと手当てしなさいというのが基本にあります。

例えば栄養士さん、管理栄養士さんというのがいるんですが、患者さんの栄養状態をきちっと把握する必要があります。今度は各病棟に1人管理栄養士をつけなさいと。そうすると診療報酬が上がります。ただし、現状ではそれほどいませんので、まずそういう人を教育して、また増やさなきゃいけない。

それから、薬剤師さんは今、病棟配置させているんですが、今後は手術室にも置きなさいと。そこで、麻酔では結構薬を使いますので、そういう管理も必要だということで、薬剤師さんも適正なところにきちっと配置しなさいと。要するに基本的にそういう、ある意味では仕事の割り振りにはなっているんですね。そのためには必要な医療従事者を増やしなさいと

というのが前提になっているので、そこのバランスを取りながら、きちっと対応していきたいと思えます。そういうことができれば、診療報酬全体としては私どものような高度急性期病院ではプラスになる可能性があるということで適切に対応して、一生懸命頑張りたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議 長（幸田 昌之） たゆ議員。
  - 2 番（たゆ 久貴） ありがとうございます。
  - 議 長（幸田 昌之） ほかよろしいでしょうか。6番、小町議員。
  - 6 番（小町 明夫） 6番、小町でございます。予算の審査でございますので、恐らくこの中で今年度ですね、令和3年度の質疑を審議された方があまりいないんですが、去年はマイナス3億5,000万という赤字予算を計上されたわけですね。そのときもそここの議論があったように思いますが、今年度は収支均衡予算に戻ったわけですが、まだまだコロナ禍が収まり切らないと思うこの令和4年度になると思いますが、その中で収支均衡予算が編成できたという要因について、1点まずお伺いさせていただきます。
  - 議 長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。
  - 経営企画課長（小林 忠幸） 小町議員のご指摘のとおり、3年度は3億5,000万円の赤字予算ということで組ませていただきました。それもやはりコロナの影響によりまして、患者さんの受診控えというものが相当影響するのではないかという見込みで、そのような予算を組んだわけでございます。外来は、通常ですと1,035人という中期計画上の目標数でしたが、1日当たり1,000人、それから、入院につきましては、中期計画では405人のところを395人ということで減らせていただきました。結果的に現状どうなっているかと申しますと、先ほど収支概況のほうでもお話ししておりますが、外来患者さんのほうは1,000人を超えてきておりまして、元の状態に近い状況、つまり、受診控えがありましても、当院の機能上はそれほどの影響はなかったのかもしれない。それから、入院につきましては、このコロナの病床確保の影響で少し時期的にいろいろ制限がかかっておりまして、一昨年ほどまでは回復しておりませんが、令和2年度よりは回復している状況です。
- 昨今の予算の積算段階では、コロナも一旦収束しましたし、冬場にかけて患者数も大きく増える傾向にございますことから、今回は中期計画の405人には達しておりませんが、402人という入院患者数を目標にさせていただいて、また、外来は1,035人の予定どおりの目標にさせていただいて、何とかこれで収支均衡でやっていけるという見込みで立てさせていただきました。
- 議 長（幸田 昌之） 6番、小町議員。
  - 6 番（小町 明夫） ありがとうございます。その中で、やはり8億円を超える収入増になっているわけですね。今年度ですね、令和3年度の予算のときには、恐らく国・都の補助金はそれほど見込めないの、あんまりそこは算定していなかったと記憶しているんですけども、今年度はそこその金額を算定していますけども、その辺の要因はいかかなんでしょうか。

- 議 長（幸田 昌之） 小林経営企画課長。
- 経営企画課長（小林 忠幸） 昨年度、3年度につきましては、新型コロナウイルス関係の補助金は一切見込まない形で予算を立てさせていただきました。対しまして、4年度についてですが、令和2年度の結果を踏まえ、令和3年度も、東京都を通じて出される新型コロナウイルスの提供体制の緊急体制補助金が、基本的に同程度の金額が出るとしましても、それを全て見込んで考えるのは4年度の予算としてどうかと思いました。そのため、今回につきましては先ほど少し説明にもございましたけれども、職員の危険手当につきまして、どうしても支出に見込んでおかないと執行できない可能性が高いですので、基本的に危険手当の補助金につきまして、10分の10支給した額全てが頂ける補助金になっておりますので、収入のほうにもその手当分だけ1億2,400万円ですね、こちらを組ませていただいて、支出のほうにも同額を見込ませていただきました。そちらがコロナ関係の補助金に関しての対応でございます。

以上でございます。

- 議 長（幸田 昌之） ほかに質疑ございますか。5番、横尾議員。
- 5 番（横尾たかお） では、5番、横尾でございます。ちょっと確認をしたいことがありますので、固定資産等購入費ということでお話がありました。昨年、話をして購入予定だったものが半導体の不足で購入できなかったというお話があつて、令和4年度に購入するというものについて、現状、半導体不足も解消されていないように伺っているんですけども、実際購入できそうなかどうかという見通しと、これ以外にも先進医療をされている急性期医療の中で、ほかにも重要な機器とかを購入する方向性もあるのかなと思ひまして、過去には何かこの昭和病院企業団議会で視察などをした手術用ロボットの導入などは検討されたのかということ、ちょっと確認をさせていただければと思います。
- 議 長（幸田 昌之） 上西企業長。
- 企業長（上西 紀夫） 半導体のことについては後で事務局から答えさせていただきます。ロボットにつきまして、当院で検討はしております。機器がものすごく高いもので、2億から3億ぐらいしますが、機器を入れればすぐ動くというものではないのです。実際にはそれを行うドクターの資格を取らなければいけないのと、それから、電源とか、消毒とか、この辺は既に整備は終わっていますが、人の手当て、それから、看護師さんも教育しなければいけないということと、最初は診療科によって違うのですが、5人から10人の症例を経験しなさいと。それについては自分たちでお金を払いなさいと。保険が通っても、ロボットの手術の保険料と腹腔鏡下手術でやる保険料とほとんど変わらないのです。実際にはロボットにいろんな器具を使うんです。そのいろんな器具が全部ディスポなんです。ですから、ものすごくお金がかかる。ただし、やはりこれは体にとって非常に侵襲は少ないですし、また、そういうことをきちっとやれるとなると、患者さんも増える可能性は十分ありますので、当院としては何とか入れたいということで今検討しております。ぜひやりたいと思ひますが、そういう条件をクリアするのに少し時間がかかりますし、そういうできるドクターをまた呼ぶのも1つの大きな仕事ですので、検討しているということでお答えさせていただきました。

いと思います。

以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） 野口総務課長。

○ 総務課長（野口 尚巳） 据置型デジタル式汎用 X線透視診断装置について、令和 3 年度分の契約を一旦取りやめて、令和 4 年度予算のほうに移行した部分について、半導体不足もそうなんですけども、当初予定して購入先であるメーカーさんからは、今後どのような形で契約を進めていくかは別になるんですけども、その当時導入しようと思っていたメーカーさんからは、大体 7 月頃には入るのではないかというふうな、絶対的な確約ではないんですが、そのような形では言われています。ただ、令和 4 年度については、また改めて契約をどのようにするかということは、私、総務課長として契約も担当しておりますので、その辺を検討しつつ、その辺の器械がどの時期に入るか、その辺を見極めながら契約手法も考えていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○ 議 長（幸田 昌之） 5 番、横尾議員。

○ 5 番（横尾たかお） ありがとうございます。半導体に関しては世界的な問題でありますし、調達の方にとっては大変なご苦労があるかと思えますけれども、ぜひよろしくお願いしたいと思います。必要なもので予算化されているというふうに認識をしていますので、お願いをいたします。

企業長からもお話があつて、やっぱり手術用ロボットなどを導入して、患者さんが増えてくる。逆に私は、そういう先進的医療機器、手術ロボットを入れている病院に患者が流れていっているという傾向があるというふうなお話も伺っておりまして、ダビンチなど、いろんな手術用ロボットが出てきていますので、よく検討していただいて、その上で準備も必要だというふうにお話がありましたので、また議会にもしっかりお話、報告いただいて、導入の方向も検討していただければと思いますので、よろしく願いします。

以上です。

○ 議 長（幸田 昌之） 要望と承ります。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 特になければ、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 議 長（幸田 昌之） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。採決は議案ごとに行います。

それでは、議案第 2 号、令和 4 年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手、全員〕

○ 議 長（幸田 昌之） 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、令和4年度昭和病院企業団病院事業会計予算の採決を行います。  
お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手、全員]

- 議 長(幸田 昌之) 挙手全員と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



- 議 長(幸田 昌之) 以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和4年昭和病院企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

閉会時刻は10時31分となります。

お疲れさまでした。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

昭和病院企業団議会議長 幸 田 昌 之

議員 湯 澤 綾 子

議員 野 島 武 夫